

第15回 那覇空港滑走路増設事業環境監視委員会

今後の環境監視委員会の開催について

令和3年2月9日

内閣府沖縄総合事務局
国土交通省大阪航空局

今後の環境監視委員会の開催について



内閣府 沖縄総合事務局
国土交通省 大阪航空局

<経緯>

- これまでの事後調査及び環境監視調査の結果について、事業による大きな影響はないと評価されている。
- 令和2年度以降、事後調査及び環境監視調査の頻度について、年4回(四季)を年2回(夏季・冬季)と変更している。

<今後の対応>

- 令和3年度以降は、夏季・冬季の調査結果が整理された段階(6月頃)で委員会を開催することを基本とする(年1回)。
- ただし、夏季の調査結果を整理した内容については、委員に報告することとし、事業による大きな影響が懸念される等の場合は、必要に応じて委員会の開催を検討することとする。